

平成 2 4 年 1 月 2 6 日

平成 2 4 年 第 1 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成 2 4 年 第 1 回 東 大 和 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 平成24年 1 月26日（木曜日）午後 2 時00分～午後 3 時23分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 4 ・ 5 会議室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 小 泉 美佐子

3 番 土 田 豊

4 番 武 石 修一郎

5 番 小 島 昇 公（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

社会教育部長	小 俣 学	学 校 教 育 部 参 事 兼 指 導 室 長	今 城 徹
学校教育課長	田 代 雄 己	給 食 課 長	梶 川 義 夫
統括指導主事	岡 田 博 史	社会教育課長	佐 伯 芳 幸
社会教育部 副 参 事 (国 体 準 備 担 当)	高 橋 宏 之	中央公民館長 兼 狭 山 公 民 館 長	乙 幡 正 喜
中央図書館長	野 口 弘		

6. 書 記

主 事 谷 本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第1号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について（諮問）

第4 第2号議案 東大和市教育委員会の教育目標及び平成24年度東大和市教育委員会の基本方針について

第5 第3号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部改正に係る意見の申出について

第6 第4号議案 東大和市立公民館条例の一部改正に係る意見の申出について

第7 第5号議案 東大和市立図書館協議会条例の一部改正に係る意見の申出について

第8 その他報告事項 （1）平成23年度卒業式における教育委員会告辞（案）及び平成24年度入学式における教育委員会告辞（案）について
（2）平成23年度東京都児童・生徒の体力調査の結果について
（3）職務専念義務免除承認の基準の一部改正について
（4）入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成24年第1回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は小泉委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○小島教育長 それでは、平成23年12月23日から平成24年1月21日までの教育長諸務報告を申し上げます。

初めに、平成23年12月23日に第3回中学生東京駅伝選手結団式に出席いたしました。当日は予選を勝ち抜いた選手42名が出席し、私のほうから市の代表として常に自己ベストを目指して、チームワークを持って頑張ってもらいたいと激励をいたしました。結団式の後、早速、練習に取り組んでおりました。

24年1月4日には、市長と教育委員の年頭懇談会に出席いたしました。耐震や冷房施設等、今年度の課題につきまして、委員長より市長に説明をしていただきました。

翌5日には、定例校長会に出席しております。新年のあいさつとともに、忙しい3学期を迎え、体に気をつけて頑張っていたきたい旨、お願いをいたしております。

6日には、教育委員懇談会に出席いたしております。

続きまして、8日には東大和市消防出初式に出席いたしました。東京都操法大会において第3位に入賞された東大和市消防団第一分団の見事な操法や、各分団による一斉放水を見て、日ごろの訓練が行き届いている様子を感じました。

翌9日には、第4回東大和市ジュニア空手道大会開会式に出席いたしました。大変きびきびとした動作、実技に非常に心がほっとする思いがいたしました。

同日、第58回東大和市成人式に出席をいたしました。対象者が815名で、539名の出席であり、参加率は66.1%で、ほぼ前年並みでございました。式典につきましては、男女代表によります誓いの言葉も立派で、おおむね良好な式典であったと感じました。なお、難を言えば、飲食の上、壇上に上がる成年がいたり、開会後しばらくしてから入場する人々が多いなど、教育の大切さを再認識させられる式典でございました。

10日には、平成24年度当初予算の市長査定に出席をいたしました。引き続き市を取り巻く財政状況は非常に厳しく、めり張りをつけた事業の優先順位が必要であることを痛感いたしております。

11日には、東京都市教育長会定例会に出席をいたしました。新年、第1回目であり、東京都の大原教育長を初めとする幹部職員も出席し、24年度の見通し等につき説明がございました。会議終了後は懇親会が開催されております。

1月15日には、MOA美術館主催の児童作品展表彰式に出席をいたしました。絵画部門及び書写部門、それぞれすばらしい作品でございました。対象者は小学生でございますが、1時間以上の間しっかりとした姿勢で話を聞くなど、表彰に値するすばらしい態度でございました。

16日には、東大和市土地開発公社理事会に出席をいたしております。就任後、初めての会議であり、平成24年度事業計画及び平成24年度予算が提案され、承認されております。

翌17日には、介護予防リーダー養成講座修了論文発表会に出席をいたしました。大変申し訳ございませんが、修了論文の「修」の字が終わりのほうになってございますが、修める、にんべんの「修」の誤りでございます。ご訂正をお願いしたいと存じます。介護予防リーダーの候補となる市民の皆様が研修の結果を発表いたしました。東大和市の高齢化率も22%を超える現在、高齢期をいかに元気に生き生きと過ごせるかが大きなテーマであると痛感をいたしております。

18日には、第三小学校の道徳授業公開講座を見学いたしました。どのクラスも非常に落ちついていて、授業に取り組むすばらしい講座でございました。

19日には、近隣七市（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市、東大和市）教育長会が東大和市で開催をされております。12月議会の状況等、意見交換をいたしたところでございます。

21日には、連合書初め展を見学いたしました。来場者も非常に多く、作品も立

派なできばえでございました。

同日、小・中学校おやじの会主催のソフトバレーボール大会開会式に参加をいたしました。日ごろのご協力に対し、御礼を申し上げるとともに、現在、約半数の学校でおやじの会ができているということでございます。未組織の学校に対する組織化を、この機会をおかりしてお願いをいたしました。

簡単でございますが、以上で諸務報告を終了させていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうから1点ですけれども、成人式ですけれども、今年はいろいろ運営上、工夫したところもあって、新成人の入場は最初のほう少なかったんですけれども、前半は静粛に進んだんですよ。そして、途中から一升瓶を持った成人や何人かの成人が壇上に登ることがあって、壇上に登ったのは去年はなかったんじゃないかと思うんですね。大和では壇上には登らないなと思っていたんですけれども。

また、聞くとところによると、成人式や、その後の行事が終わった後、会場の式場の周辺で一騒ぎあったとかということを言っている人もいるんですけれども、社会教育部のほうでいろいろご苦労なさったり工夫されたことを含めて、何か気がついたことが今の段階であつたらお話ししてください。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 成人式につきましては、今委員長がおっしゃられたとおり、壇上に登ったりする新成人がおりました。私どもも備えといたしましては、まずはハミングホール前半分に多くの方を埋めようというような工夫をして、そのとおりになったんですが、後ろ半分が埋まっていなかったような状況ではありました。

私どもの声がけの仕方もありますが、式典が始まった後、声をかけてもなかなか入ってこない状況は確かにありました。式典が始まったら前の扉は閉めてしまいます。後ろから入ってくるようなことも、取り組みとしてはしていました。横から余りよくない行動の方が入ってくるのもいけないと思いまして、そういう取り組みはしていたところです。1つ課題としては、壇上に上がってこないように、階段のわきに1人つける必要があるかなというようなことは、当日その場を見て

思った次第です。

それから、終わった後、外で騒ぎといいますか、なかなか帰らない状況はありまして、新成人同士のいざこざもありまして、警官の方にも来ていただいた状況はありましたけれども、そのところも、警備にも課題があったなというふうには思いますので、そこはどういう方法がとれるのか、また考えなきゃいけないかなというふうには思ったところでございます。

式の終了後、アナウンス等で外に出るようには対応しているところではあります。その辺の終わり方についても課題があると思いますし、終わった後、外、全部、3時以降、出ていただいた後も、なかなかすぐほかのところに解散して、解散といいますか、いなくなるような状況がすぐできないものですから、なかなかそこは難しいとは思いますが、騒ぎにならないような工夫といいますか、そういうことをしなきゃいけないなというふうには思ったところです。これも主管課と一緒に、来年、次回に向けてまた検討していきたいというふうに、そのように思っております。

以上です。

○鈴木委員長 どうもお疲れさまでした。

何か委員の方でお話ございませんか。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 1点申し遅れましたが、一升瓶を持って中に入ってきたという事実もございましたけれども、私どもは入り口のところで、受付、それから中に入るときに、職員が必ず一升瓶、飲食を持って中に入らないように、それは職員一丸となって、そういう人を見つければ必ず預かったりとか、持って入れませんということは必ずやっております。ただ、そんな中でもいろいろ上手にといいですか、わからないように中に持って入るケースもあるようです。実際、壇上に登るような方は、そういうわからない、中に持ち込むというようなケースがあるものですから、そのところはさらに一層、中に持って入らないように、より一層努力したいと思います。

ほかのまちでは、ニュースを見ますと、お酒を飲んだ人は中に入れないような取り組みをしているような市町村もテレビで見ましたので、いろいろ情報を集めて、騒ぎが起こらないような成人式にしていきたいというふうに思います。

以上です。

○鈴木委員長 さっき教育長からもお話があったけれども、これやっぱり非常に根の深いというか、ああしている様子を見ると、ある意味、同窓会的な色彩があって、「何中卒業生、行くぞ」とか、「何中卒業生、集まれ」とか、そういう声も聞こえてきて、自然のうちにそういうグループができ上がって、グループとグループが多少反目するとかというようなこともあるし、そういう交流の仕方もあるのかもしれないんですけれども、やっぱり1つには小・中学生のときからの教育の結果がああいう形で出ているから、そこはやはり教育委員会としては避けて通れないところはあると思うんですよね。私どもも特に配慮していかなければならないところだと思いました。

今年はさっき話したように壇上に登った人がいたのと、それから女性の服装に非常に目立つものが、今まで見たことのない服装の成人がいましたね。ああいう服装は、業者さんが金をとって着つけをしてくれるものなのかどうか、ちょっと疑問に思ったんですけれども、その辺も研究してみて、やはり市民に訴えるところは訴えていかなければならないなということも、私は感じました。

まとまった意見ではありませんけれども、感想をちょっと述べさせていただきました。該当の社会教育部、どうもお疲れさまでございました。

◎日程第3 第1号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について（諮問）

○鈴木委員長 では、日程第3、第1号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について（諮問）について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第1号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について（諮問）につきまして、提案理由及びその内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給

食会計予算を策定するに当たりまして、東大和市学校給食センター運営委員会規則第2条に基づき、東大和市学校給食センター運営委員会に諮問するものであります。

諮問の相手方である東大和市学校給食センター運営委員会につきましては、平成23年11月21日付で運営委員会会長である第三小学校PTA会長が、一身上の都合によりPTA会長職を休職する旨の報告が、第三小学校校長よりございました。

そこで、東大和市学校給食センター運営委員会規則第5条第3項に基づきまして、あらかじめ指定された会長職務代理者にあてて諮問を行うものでございます。

それでは、詳細につきましてご説明申し上げます。

まず、平成24年度東大和市学校給食事業計画（案）についてでございます。

1 ページをお開き願いたいと存じます。

初めに、第1、学校給食法の目的でございますが、学校給食事業の前提となる学校給食法が定める目的を掲載してございます。

次に、第2、学校給食事業の主旨でございますが、身体の発育期にある児童・生徒にバランスのとれた食事を提供し、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけさせるため、東大和市教育委員会の基本方針に基づき、学校給食事業を実施することといたしております。

次に、第3、学校給食センターの稼働日でございますが、各学校におきまして給食を行う日が選択できるよう、別表1によりまして年間203日を給食センターの稼働日といたしております。

次に、第4、年間給食日数でございます。児童・生徒が学校で給食を食べる日数を、小学生の1年生は186日、2年生から6年生までは192日、中学生は185日としております。このようなことから各学校におきましては、この給食実施基準日数の範囲で給食を実施していくこととなります。

次に、第5、栄養摂取基準及び食品構成でございますが、国で定めました別表2の学校給食摂取基準と別表3の学校給食の標準食品構成表を準用し、栄養価の計算等を実施していくことになります。

2 ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、第6、給食費でございますが、1食当たりの単価及び月額給食費は、前年度と同額となっております。

なお、資料が3ページ及び4ページについてございますので、後ほどご覧いた

だきたいと存じます。

続きまして、平成24年度東大和市学校給食会計予算（案）につきまして、ご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず収入でございますが、科目1の給食費は、本年度予算額3億2,477万円、2の繰越金は1,000円、3の諸収入は9万9,000円で、合計3億2,487万円でございます。前年度と比較いたしまして、247万2,000円の増額となっております。

2 ページをお開き願いたいと存じます。

こちらは収入の事項別明細で、科目1、給食費の1、現年度給食費は、本年度予算額3億2,330万円で、説明欄に各学校及び給食センターの内訳を掲載しております。

さらに、4 ページに各学校ごとの資料をつけてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

2の過年度給食費でございますが、これは平成22年度及び23年度に発生いたしました給食費の滞納分で、本年度予算額は147万円で、前年度と比較して33万3,000円の増となっております。

続きまして、科目3、諸収入、1の試食会代金は9万8,000円で、前年度と比較いたしまして1万5,000円の減額を見込んでおります。これは平成23年度の実績見込みに基づくものでございます。

5 ページに、給食センター分の給食費、過年度給食費、さらに試食会代金の資料を掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りいただきたいと存じます。

続きまして、支出でございます。

科目1の主食費でございますが、本年度予算額は6,260万円で、前年度と比較いたしまして65万5,000円の増額、2の副食費は2億6,227万円で、前年度と比較いたしまして181万7,000円の増額でございます。合計で本年度予算額は3億2,487万円で、前年度と比較いたしまして247万2,000円の増額でございます。

3 ページをご覧いただきたいと存じます。

これは支出の事項別明細でございます。

支出科目1、主食費の右側の説明欄をご覧いただきたいと存じます。パンと米でございますが、米飯につきましては、現在約2日に1回以上の割合で実施して

おります。パンにつきましては、週1回から2回実施しております。

科目2、副食費でございますが、うどん等のめん類につきましては、1の小麦粉類に含まれております。12の飲用牛乳につきましては、200ミリリットルの紙パックを使用しております。14、緑黄色野菜及び15、その他の野菜につきましては、地場野菜を積極的に取り入れ、ジャガイモ、キュウリ、大根、里芋、ニンジン、ブロッコリーなどを、生産の時期に合わせまして使用していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ありませんか。

なければ、私のほうから1点ですけれども、東大和の学校給食は始まってたしか四十五、六年経つんだと思うんですけれども、その間、衛生面で特別な事故もなくやってこられたというのは、やはり携わっている人たちの大変な努力があったんだろうと、振り返ってみてそういうことを感じました。

それで、質問は、給食センターの稼働日に、8月が学校の要望によって授業時数確保のために4日間やっていたいんですけれども、真夏のこの暑さの中で、これはあれでしょうか、特別献立等について何か配慮をしているとか、あるいは普段よりも簡単な献立で済ませているとか、そういうことはあるんでしょうか。

給食課長。

○梶川給食課長 8月の23年度から行いました第2学期の始業日の翌日から給食日数を拡大させていただきました。今委員長がおっしゃられたように、8月、暑い時期でございますので、食中毒の関係では私どもかなり苦慮いたしました。

どういった対応をとったかと申しますと、まず給食センターで、先ほど説明の中に、米飯給食の場合に、週に1回か2回程度、2日に1回以上やってございますが、これを給食センターで炊飯せずに、民間の会社に委託してご飯をつくっていただいている手段もっております。そういった回数を増やす、あるいはセンターで調理せずに食べられるような、例えばヨーグルト、ゼリーですとか、そういったものを取り入れて、余り給食センターで調理せずに配食できるようなもの

を取り入れるようにしております。

以上でございます。

○鈴木委員長 今のは8月分についてですね。

○梶川給食課長 はい。

○鈴木委員長 9月の暑いときも同様ですか。7月、9月。
課長。

○梶川給食課長 今申し上げましたのは、主に8月の点ということでご紹介させていただきましたが、9月に入りましても若干その傾向は残しつつ対応させていただきました。8月31日と9月1日で何ら変わるものは実情ないものですから、暑い時期ということで、その期間中、できる限りそういった配慮ができる場所はとったつもりでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

ほかに質問ございませんか。

土田委員。

○土田委員 過年度給食費がございます。これ滞納額が23年度のところに、前々年度分というので95万円というのがのっかっています。これは21年度分ですね、年度で表すと。2年間は猶予するということですから、今年度はこれが消えるんですね。だから、その年度で歳入、要するに納入された額は23万7,500円と出ていますから、その差が71万2,500円あるわけですね。それは、いわゆる帳簿というか、ここから消えるわけですね。抹消されるわけだろうと思うんですが、そういうのはどういう処理をされるのかちょっと聞きたいんですね。要するに、一種の不良債権みたいなものですが、それをどう処理されるのか。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 今ご質問のありました21年度分の給食費等につきましては、確かに時効が2年でございますので、2年経過した時点で、私どものほうで事務的に不納欠損処理といいます。納入、不足の「不」ですね——に納付の「納」ですね、欠損処理ということで、事務的に起案処理をいたしまして、実質執行はもうそれからいたしません。徴収はいたしません。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 わかりました。

それでは、もう親なり保護者に今まで納入をお願いしていたことが、そこでなくなるわけですね。もう納入のお願いに行かないということになろうかと思うんですね。ということかな。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 確かに本来100%、給食費をいただいて当然のものでございますけれども、今申し上げました2年、民法上の時効があるものですから、これを過ぎて不納欠損処理したものについては、残念ながらそれ以上、保護者の方に納めてくださいという動きはとりません。

○土田委員 民法上2年ですか。

○梶川給食課長 はい。

○土田委員 知らなかった。わかりました。短いんだな。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

では、私のほうからもう1件。すみません。

子ども手当が始まって、23年度の未納状況との関係で何か変わったことがありますでしょうか。

給食課長。

○梶川給食課長 23年度中に子ども手当の制度が、特別措置法ができて、23年度の2月分から給食費についても、同意書をもらうことによりまして特別徴収することができました。今のところ経過でございしますが、おおむね90件ぐらいの同意書をいただいてございます。これによります給食費が、大まかなところでございますが、100万円程度の特別徴収ができるというものでございます。

それでは、この100万円というのが、通常の徴収分にプラスされるのかといいますと、なかなかそうではございまして、通常、未納として我々が徴収に赴いたり、電話で督促させていただいている以外に、順調に払っている方も、この子ども手当の同意書を出して、給食費の天引きを選択した方もいらっしゃいますので、このおおむねの100万円が徴収に上積みされるとは思っておりませんが、それでも中には結構滞納が多い方について出されていらっしゃる方もおりますので、数字的にどの程度寄与しているかというのは、まだちょっと分析が足りていませんが、少なくともプラスには働いていると思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 そのほかございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第1号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について（諮問）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第1号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について（諮問）について、本件を承認と決します。

◎日程第4 第2号議案 東大和市教育委員会の教育目標及び平成24年度東大和市教育委員会の基本方針について

○鈴木委員長 日程第4、第2号議案 東大和市教育委員会の教育目標及び平成24年度東大和市教育委員会の基本方針について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第2号議案 東大和市教育委員会の教育目標及び平成24年度東大和市教育委員会の基本方針についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現、自主的精神に満ちた健全な人間を育成することなどを目標として、毎年度、教育目標を定め、また教育目標を達成し、教育行政にかかわる施策の方向性を定め、総合的に教育施策を推進するために基本方針を定めるものでございます。

平成24年度は、中学校におきまして新学習指導要領が完全実施となります。また、確かな学力の定着、小・中連携教育のさらなる充実、安全教育、防災教育の徹底、特別支援教育の充実などが、より一層重要な課題となっておりま

す。

平成24年度の教育目標及び基本方針では、それらのことを踏まえたものを内容

として策定いたしたいと考えております。

具体的な内容につきましては、指導室長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 それでは、平成24年度東大和市教育委員会の教育目標並びに基本方針について、ご説明を差し上げたいと思います。

平成24年1月6日、教育委員懇談会におきまして、第1次案の提案をさせていただきました。その後、各委員の皆様方にご検討いただき、決定案をお配りさせていただき、本日に至ったところでございます。

まず、教育目標につきましては、本日、配付の2号議案、1ページ目でございますが、第1次案の提案と変更はございません。

続きまして、基本方針についてでございます。

基本方針につきましては、1月6日の教育委員懇談会后、2点、ご意見をいただいております。

1点目は、3ページ、1行目、基本方針1の(3)、いじめ・不登校の対策の第2段落でございます。「特に、「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに万全の対応を期す。」とありますが、この「期す。」を「期する。」ではいかがでしょうかというものがございました。このことにつきましては、「期す。」「期する。」両方とも平時使うものでございますところから、原案の「期す。」のままにいたしました。

2点目は、5ページ、中段の基本方針3、(5)、スポーツの振興の最後の文言であります。「知識や技術の習得を図る。」とありますが、主語を教育委員会として考えると、「知識や技術の習得機会の充実を図る。」のほうがわかりやすいのではないかというご意見をいただきました。こちらにつきましても、「知識や技術の習得」の主語は市民であります、その習得を図るのは教育委員会ということから、訂正なしの原案どおりとさせていただきました。

結果といたしまして、基本方針につきましても第1次案の提案と変更はございません。

以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、なければ私のほうからお願いがありますが、この教育目標をもとにして学校では来年度の学校の教育目標を設定して、指導の方針や重点がつくられると思います。そのときに、ぜひお願いしたいのは、やっぱり体力づくりは子供の意欲や気力や忍耐力を育てる知・徳・体の形成でとても大事な分野だと思います。できるだけ各校で、特色のある一校一運動の工夫をしていただきたい。これが第1点です。

それから、第2点は、小・中の連携をしておりますが、学校へ回って歩くと、中学校区の小・中の学習や生活の課題がかなり重なっているように感じるわけです。ですから、お願いしたいのは、各中学校区ごとの子供の実態や地域の実態を分析して、共通の目標を設定して子供の発達段階ごとに系統的に取り組んでいくことが必要ではないか。しかも、そのことを保護者、地域に、啓蒙と言っては失礼ですけれども、PRして取り組む必要があると、そのことを感じました。

それから、もう1点ですが、来年度から中学校の新学習指導要領が始まって、先日もある市民の方からもお話があったんですが、古武道、特に柔道が、子供の事故が結構、全国的に見ると多いそうですよね。さまざまな技をどの程度習得させる必要があるのか、私にはわかりませんが、やっぱり指導者の研修、安全面の研修を十分していただいて、事故が起きないように、命にかかわる事故が柔道の場合、多いですから、その点は現場で十分配慮して取り組んでいただきたいと。

以上、お願いが3点あります。

指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長　ありがとうございました。

今委員長からいただきました3点の課題について、1つは体力づくり、これもおっしゃるとおり非常に重要なことと認識しております。今年度もスポーツテストを実施された結果ではございますけれども、東大和市は、この後、その他報告でまた詳しく報告をさせていただきますけれども、東大和市の子供たちの体力につきましては、かなりの成果があらわれているというふうにとらえております。そういう意味でさらに、体力は生きる力の根幹に関わるものであるととらえておりますので、そのあたりについても各学校に周知し、取り組みの強化を図りたいと思っています。

また、小・中連携、そして中学校の保健体育科、武道につきましても、具体的

な策を立てまして各学校に周知徹底を図り、より推進できるように、そしてまた事故の防止を図れるように取り組んでいきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第2号議案 東大和市教育委員会の教育目標及び平成24年度東大和市教育委員会の基本方針について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第2号議案 東大和市教育委員会の教育目標及び平成24年度東大和市教育委員会の基本方針について、本件を承認と決します。

◎日程第5 第3号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部改正に係る意見の申出について

○鈴木委員長 日程第5、第3号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部改正に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第3号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部改正に係る意見の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成23年8月30日付、博物館法の改正を受けて、同年12月1日に博物館法施行規則の一部が改正されました。これにより、博物館協議会委員の任命につきましては、文部科学省令に定める基準を参酌した上で、任命基準を条例で定めることになったことから、東大和市立郷土博物館条例の一部を改正するものでございます。

お手元の資料をご覧いただきたいと存じます。

主な改正内容は、これまで博物館法において、博物館協議会の委員は、学校教

育及び社会教育の関係者等から選出するという、いわゆる選出枠が規定されていましたが、これを削除して委員の任命基準を条例で定めなければならないと規定されたことから、これを条例に定める改正でございます。

内容についてご説明申し上げます。

第8条第3項中「協議会は、委員10名以内をもって組織する。」を「協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。」に文言を整理し、同条第4項中「委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。」を「委員は、次に掲げる者のうちから、その人数の均衡に配慮して、委員会が任命する。」と改正し、同項第1号で学校教育及び社会教育の関係者、第2号で家庭教育の向上に資する活動を行う者、第3号で学識経験のある者と定めるものでございます。

なお、附則でございますが、この条例の施行日を平成24年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第3号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部改正に係る意見の申出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第3号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部改正に係る意見の申出について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第4号議案 東大和市立公民館条例の一部改正に係る意見の申出について

○鈴木委員長 日程第6、第4号議案 東大和市立公民館条例の一部改正に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第4号議案 東大和市立公民館条例の一部改正に係る意見の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成23年8月30日付、社会教育法の改正を受けて、同年12月1日に文部科学省令第42号で公民館運営審議会委員の委嘱の基準が定められました。これにより、公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、文部科学省の定める基準を参酌した上で、委嘱基準を条例で定めることとなったことから、東大和市立公民館条例の一部を改正するものでございます。

お手元の資料をご覧くださいと存じます。

主な改正内容は、これまで社会教育法において、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者等から選出するという、いわゆる選出枠が規定されておりましたが、これを削除して委員の委嘱基準を条例で定めなければならないと規定されましたことから、これを条例により定める改正でございます。

内容につきまして、ご説明申し上げます。

第3条中「教育委員会」を「東大和市教育委員会」に、第4条第1項中「公民館運営審議会」を「東大和市立公民館運営審議会」に文言を整理し、第5条の見出しを「（審議会委員の定数及び任期）」を「（審議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期）」に改め、第5条中第2項を第3項とし、第3項中「欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱することができるものとし、その」を「委員が欠けた場合における補欠委員の」に文言を整理いたします。

また、委員の委嘱の基準を同条第2項「委員は、次に掲げる者のうちから、その人数の均衡に配慮して、教育委員会が委嘱する。」とし、同項第1号で学校教育及び社会教育の関係者、第2号で家庭教育の向上に資する活動を行う者、第3号で学識経験のある者と定めるものでございます。

なお、附則でございますが、第1項として、この条例の施行日を平成24年4月1日と定めるものでございます。

また、第2項は公民館運営審議会の現委員の任期が、平成25年5月31日であることから、その任期満了まで引き続き活動していただくための経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第4号議案 東大和市立公民館条例の一部改正に係る意見の申出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第4号議案 東大和市立公民館条例の一部改正に係る意見の申出について、本件を承認と決めます。

◎日程第7 第5号議案 東大和市立図書館協議会条例の一部改正に係る意見の申出について

○鈴木委員長 日程第7、第5号議案 東大和市立図書館協議会条例の一部改正に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第5号議案 東大和市立図書館協議会条例の一部改正に係る意見の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容をご説明いたします。

平成23年8月30日付、図書館法の改正を受け、同年12月1日に図書館法施行規則が改正されました。これにより、図書館協議会委員の任命につきましては、文部科学省令に定める基準を参酌した上で、任命基準を条例で定めることになりましたことから、東大和市立図書館協議会条例の一部を改正するものでございます。お手元の資料をご覧くださいと存じます。

主な改正内容は、これまで図書館法におきまして、図書館協議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者等から選出するという、いわゆる選出枠が規定されておりましたが、これを削除して委員の任命基準を条例に定めなければならないと

規定されましたことから、これを条例に定める改正でございます。

内容につきまして、ご説明申し上げます。

第2条中「委員」の次に「委員（以下「委員」という。）」を加え、第3条第1項と第2項をあわせて第4条とし、「委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」と定めるものでございます。

また、第3条は新たに「（任命の基準）」とし、「委員は、次に掲げる者のうちから、その人数の均衡に配慮して、東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。」とし、同項第1号で学校教育及び社会教育の関係者、第2号で家庭教育の向上に資する活動を行う者、第3号で学識経験のある者と定めるものでございます。

また、これまで第4条、第5条、第6条、第7条は、第3条が新たに加わったことから、第5条、第6条、第7条、第8条と改めるものでございます。

なお、附則でございますが、この条例の施行日を平成24年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第5号議案 東大和市立図書館協議会条例の一部改正に係る意見の申出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第5号議案 東大和市立図書館協議会条例の一部改正に係る意見の申出について、本件を承認と決します。

◎日程第8 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第8、その他報告事項を行います。

報告事項（1）平成23年度卒業式における教育委員会告辞（案）及び平成24年度入学式における教育委員会告辞（案）について、本件の報告をお願いいたします。

す。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 まず初めに、訂正がございまして、お詫び申し上げます。

議事日程のほうには、平成24年度の入学式の告辞の案というふうにございますが、入学式の告辞の案につきましては、また後ほどご報告をさせていただき、またご説明をさせていただければというふうに思っております。本日には、平成23年度の小学校、中学校の卒業式における教育委員会告辞の案をご報告させていただくということで、よろしくお願いいたします。

資料のほうをご覧くださいと思います。

平成23年度東大和市立小学校卒業式の告辞の案、そして3枚後に平成23年度東大和市立中学校卒業式の告辞の案がございます。

本日、ご報告させていただきまして、各委員の皆様からご意見があればちょうだいしたいというふうに存じます。

この後、2月3日の教育委員懇談会におきまして、決定案をご報告させていただくというような計画でおりますので、また後ほどご意見がございましたら、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項(2)平成23年度東京都児童・生徒の体力調査の結果について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 平成23年度の東京都児童・生徒体力・運動能力テストの結果について、ご報告をいたします。

今年度は、小学校も中学校も全学年で運動能力テストのほうを実施しております。

資料のほうをご覧ください。

少し見にくいのですが、小学校におきましては高学年になるにつれて結果がよくなっております。6年生になりますと、男女とも東京都の平均を超えていると

というような状況です。これは小学校において、体育や運動への取り組みを先生方が頑張って指導しているというようなことが、言えるのではないかというふうに分析しております。

また、中学校におきましては、残念ながら小学校と全く逆の形というふうなことでなっております。中学校1年生の結果につきましては、東京都を上回り、よい結果が出ているのですが、学年が進むと東京都の平均を下回ることになってしまっております。

今回の結果につきましては、児童・生徒の小学校6年間、または中学校3年間の伸びを示したものではありませんので、一概に先ほどお話しいたしました分析が、正しいかどうかというようなことは言えませんが、今後東京都におきまして全学年で体力テストを実施していく中で、経年で変化を見ていながら、分析を今後とも続けていきたいというふうに思っております。

報告のほうは以上です。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうから。

出ている結果としては、小学校のほうはなかなかいい結果が出てよかったと。中学校のほうは、そういう子供を引き継いだ中学校のほうは、もうひと踏ん張りかと、そういうこともあるのかなと思うんですけれども。小学校のほうは、学校の先生方、頑張ったから、こういう成果になったと。そうすると、中学校のほうは頑張りが足りないから、こういう結果になったということも言えないこともないですね。

ただ、この運動能力や体力については学校だけではどうにもならない。生活のリズムや睡眠や食事や、さまざまな生活パターン、さまざまなことがあるので、時間をかけて家庭と地域でじっくり取り組んでもらうことが必要なんじゃないかと思います。

それで、ちょっと話それますけれども、先日、体協の会に出まして、体育協会ではいろいろ活動していらっしゃる方々の話を聞いてみると、とてもやはり熱心に取り組んでいらっしゃるんですね、その該当の方々は。

それで、この間、この今日の報告について一部聞いていたものですから、大和の小学生は東京都の標準を上回るところまでいきましたって言ったときに、大変

な喜びようだったです。というのは逆に、非常に関心が高いんだなということを感じて帰ってきたんですけれども、やはり家庭と地域と学校の緊密な連携、協力というのは非常に大切なものだということを改めて感じました。どういうふうに連携を保つかということは、またこれからの課題だし、研究してやっていかなきゃならないと思うんですけれども、何ととってもさっき室長もおっしゃったんですが、生きる力の源は体力ですから、こちらのほうもぜひ意図的に頑張っていて、子供の持てる力を十分に発揮させてあげられる学校にしたいなと思っています。

よろしくお願ひしたいと思います。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事　ご意見ありがとうございます。

先ほど委員長のほうからございました一校一取り組みのことにつきましても、これから教育課程の届けもございます。その中でも、先ほどお話しいただいたことに触れまして、これとあわせて体力向上を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

○鈴木委員長　土田委員。

○土田委員　確かに体力をちゃんとその年に合った形で持っているということ、大変大事なことです。学力の劣る子供は、いわゆる少数学級というか、特別指導という形で指導しますね、学校では。ところが、体育については、やっぱり特にそういう、この子たちは特別に何か、特に特訓という言い方、いいかどうかしらんけれども、特別な形で指導したほうがいいと目につく子供がいるんじゃないかと。部活で、いわゆる体育会系の部活をやる人たちは、これはもう特別優れた人たちなんですね。それよりも僕は、平均値で出される数字というのは、下のレベルが低過ぎるために、それが足を引っ張るということになっているという場合があると思うんですね。学校では、そういうことは考えないですかね。学習というか、勉強についてはそういう特別指導はするんだけど、体育とか体力をつける。体力というのは、僕は早朝等だけじゃないと思っていますけど、これは。基本的には耐久力があるかどうかということが問題になるし、いろんな、この測定の仕方、必ずしもいいと思いませんけれども、まだ特別に体力が弱いというか、こういう数字で表すと、低い数値しか出てこない子供たちに対して、特別

指導する必要があるのじゃないかということ、ちょっと感じたんですけれども、そういうことについてどういうふうに考えて、今までないことだとは思いますが、それでも。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 今、土田委員がおっしゃったように、自分の運動能力、体力に自信のあるお子さんは、さまざまなスポーツを積極的に進めて、中学校でいうと部活動にも積極的に参加すると。どんどんどんどん自分なりに高めていくことが自分でできる。ですけど、今言ったように課題はやはりそうではないお子さん方の問題であります。

特に小学校も中学校もそうですけれども、小学校の体育、そして中学校の保健体育科の中で、一番やはり重視しているのは生涯体育、つまり生涯スポーツ、生涯にわたって運動に親しむ資質、能力を高めるというところであります。つまりトレーニング的に体力、運動能力を高めるのではなく、運動に親しむ、そういった楽しさを味わわせると。すると自然に子供たちは、自ら運動に親しむ力が備わってくるというふうに考えております。

ですから、逆上がりができるようにするための訓練、トレーニングをさせるのではなく、今逆上がりがどうしてもできなくてはいけないわけではない。ただ、鉄棒って楽しいなというふうに感じさせること。それがやはり日ごろの日常化につながっていくのではないかなということで、体育の教科学習は進められているところであります。

そういった中で、あともう一つはやはり日常の生活習慣というのが、かなり大きく左右するのかなというふうに思っています。ですから、家庭でもさまざまな生活体験をさせてあげること。例えばぞうきんを絞るとか、かがめて何か作業をするとか、今そういう機会、非常に減っていることによって、体力の低下を招いているというのもありますので、当然のことながら家庭への啓発も非常に重要になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

○土田委員 はい。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項（３）職務専念義務免除承認の基準の一部改正について、本件の報告

をお願いいたします。

指導室長。

○**今城学校教育部参事兼指導室長** それでは、その他報告の3番でございます。

改正内容としましては、現行は職務専念義務免除に関する規則というものがございしますが、これは東京都教育委員会が学校職員の勤務に対しての規則の中で設定しているものでございます。この中の別紙というところの2番、番号2というところに、現行ではメーデーに参加する場合という項目がございました。この項目が改正後、削除となりました。

これに伴い、東京都の規則に伴って、東大和市教育委員会におきましても、職務専念義務免除の基準というのを定めておりますので、そちらの同じ項目になります。メーデーに参加する場合という現行の事項を削除したものでございます。

以上、報告させていただきます。

○**鈴木委員長** 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

土田委員。

○**土田委員** これは初めて僕は目にした。適用基準というのは何ですか。これはどこで決められて、どこでこの専念義務免除という規定、職務規定があるのかということが1つと、今回ここにきて、このメーデーに参加する場合を削除したというのは、何か特別な事件か何か、あるいは判例が出てそういうことになったのか、それを聞かせてください。不当労働行為にならないかということがありますから。

○**鈴木委員長** 指導室長。

○**今城学校教育部参事兼指導室長** この職務専念の義務免除につきましては、学校職員に対するものでございまして、基本的にはこれは東京都教育委員会が規則として置いているものでありまして、東京都教育委員会教育長の決定によって行われているものでございます。

この規則、そして条例等があるのでございますが、その東京都の規則、条例に伴いまして、各地区の教育委員会でも同じような形での設定をしているというものであります。ですから、今回、東京都教育委員会のこの規則の変更があったことによって、各地区が持っています、この今言いました適用基準ですね、適用基準を変更する必要があるというものでございます。簡単に申しますと、東京都の持っている適用基準と各地区が持っている適用基準は、同じものであなくて

はならないということであります。

メーデーに参加する職員の事項が削られた経緯は、すみません、定かではありませんが、実際のところ今メーデーに参加する職員につきましては、必要においては休暇で行くというような形になるということでございます。実際には今はもう、一般的には5月1日でございますけれども、5月1日につきましては通常の正常な授業が行われているというのが現状でありますので、そういう意味では職員は通常の勤務を行っている。必要に応じては、休暇等を校長が認めて行っていただくような形になるのかなというふうにとらえております。

以上でございます。

○土田委員 では、従来はどうだったんですか。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 従来は、5月1日というのは、やはりメーデーというものがございました関係で、学校も特にこれに配慮した教育活動を行っていた。大きな行事等を入れないですとか、会議等を入れないですとか、そういう形で各校が、それぞれメーデーに参加する教員がいたというのが現状でありました。それはすべてこの規定によりまして、職務専念の義務を免除して参加していたという経緯がございましたということであります。

○土田委員 もちろん無給休暇ですよ、それは。有給。

○今城学校教育部参事兼指導室長 その時間帯は、出張ではありませんので、職務専念の義務だけを免除して行きますので、給与は減免されません。

○土田委員 わかりました。

○鈴木委員長 従来は、給料をもらってメーデーに参加していたということです。

○土田委員 有給だったと。

○鈴木委員長 有給です。今度は職務専念義務免除の対象にしないから、休暇をとるなり……

○土田委員 本人が有給願を出して。

○鈴木委員長 はい。そういうふうに筋が通ったということです。

○土田委員 どうもありがとうございました。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項（４）入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について、本件の報告をお願いいたします。

指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 それでは、報告事項（４）入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について、ご報告を申し上げます。

すみません、資料は今日、別刷りで差し替え用の資料の中に、その他報告（４）として資料を３部入れさせていただいております。

毎年12月に都教委から各地区に対して、卒業式、入学式における適正な実施という文書がまいります。今年度につきましても、1月の定例校長会におきまして、校長先生方に資料を配付し、そして適正実施を指示したところでありますが、実はその後に再度、また東京都教育委員会教育長名で文書が出てまいりましたので、それについてご報告を差し上げるところでございます。この内容につきましては、また次の定例校長会で校長先生方にも周知徹底していきたいというふうに思っております。

内容につきましては、この1枚目にありますように、東京都教育委員会が臨時会を開催いたしました。そして、この件について議決を行ったというものであります。

その後、2枚目の別紙、そして3枚目が、これは都立学校長になっていきますけれども、学校長あてに発出する文書であります。

この1枚目の資料を見ていただくとわかりますが、なぜこの文書が出たかという経緯でございますが、本文の3行目からになります。平成15年度、平成16年度に起こりました国旗・国歌に対する職員の処分についての最高裁の判決が1月16日に下されました。新聞報道にもありましたが、一部の新聞によりますと東京都教育委員会が、言ってみれば東京都教育委員会の思うようにはならなかったというような記載があったものですから、それを受けてまた各学校に混乱が生じてはいけないということで、再度、確認をしたというものであります。

卒業式、入学式に関する国旗掲揚と、そして起立、国歌斉唱につきましては公務員として必ず行うこと、これを学校長は各職員に対して職務命令を発して確実にを行うようにすること。これに従わない場合には、処分の対象になるということをもう一度、各職員に徹底したいというものでございます。このことにつきまして、再度、校長先生方に指示をさせていただいて、各校で各職員に周知徹底を図るというふうにしていきたいというものでございます。

東大和市につきましては、現在のところこの件につきまして処分者が出るとい

う状況はないというふうに考えております。

以上でございます。このような形で、また周知徹底を図っていきたいと思っております。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第1回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時23分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 小泉 美佐子